

宮古島市子ども・子育て会議

2025年9月19日（金）

こどもの権利ネットワークおきなわ
代表理事 山崎 新

山崎からの話題提供＝子どもの権利について

①子どもの権利について、法律と条例づくりの説明

子どもの権利条約、こども基本法、こども条例

②こどもの権利とは

子どもとの関わり、健全育成の概念、社会課題

③沖縄の現状と課題

こども基本法のおさらい【第一条】要約

この法律は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることが出来る社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう～総合的に推進することを目的とする。

こどもを尊重した社会づくりへの条例の必要性

●地方自治体が、地域の子ども施策を総合的に推進する責務がある。

☆子どもの意見表明と参画の尊重

☆切れ目のない支援と連携体制の強化により、実効性ある施策の推進

☆子どもが産まれない、学校にいけない、家から出られない、自死する、勉強できない、仕事できない、病む…。

個別の課題ではなく、社会として向き合い解決を目指さないと、その地域が、社会が崩壊する危険性がある。

こどもの権利が叫ばれた経緯

世界＝子どもを売買の対象として扱い、第二次世界大戦で多くの子どもを犠牲にした。→こどもの権利とより良い育ちの保障を打ち出した。

日本＝「子どもは未熟な存在・保護の対象」という子ども観。

日本は特に、徒弟制度、襲名性、家督相続、藩制度など、身分制が強く、変化の少ない社会の考え方が強かったため、子どもは保護すべき対象とみなされ続けてきた。

経済活動も多様化し、流動化する社会の中で、すでに50年ほど前から、この概念が子ども苦しめている。

こどもの権利を守る社会とは

「子どもの基本的人権を保障し、民主主義を実現する社会」

それが、人を健全に育て、地域社会の安全・安心な暮らしを支え、平和な国際社会の実現に重要だから。

子どもの意見を無視し大人が一方的に決める、保育園や学校や学習塾等大人の管理下での不適切な行為の発生、自己責任や個人の努力不足など自己責任化。

子どもを社会のパートナーとして、互いに信頼できる関係を築き、一緒により良い地域の未来を考えていこう。

ワガママを聴くのは違うし、ワガママになるわけでもないです。

こどもの権利の実現で大事なこと

①参加する権利(意見表明と参画の推進)

大人と子どもが対等に話し合い、課題を整理し、制度を見直したり、一緒に社会づくりをする。これが本当のPBL(課題探求学習)。文科省こそ頑張ろうぜ！

②意思決定の権利

自分のことを決めるために必要な情報や支援があること。

③生きる権利・育つ権利・守られる権利(保護と養育の保障)

養育責任は、保護者にも地域・行政にもある。一緒に取り組み、子どもが心身ともに健康に育てる保護を実現しよう。

条例作りで大切なこと（でも一番難しいこと）

市民参加が重要

- ①市民も昔は子どもだったので、自分の子ども感が強く、それが子ども達を苦しめている。子どもを「保護されるべき対象」から「権利の主体」へと意識を変え、自分事として捉える。
- ②実効性ある施策を実現するため、市民が参画することで課題が具体化してくる。

こどもの参画・意見表明が重要

こどもが参画する、条例制定後の施策へ意見表明できる場を保障していくことが重要。

他自治体の例

「子ども条例」制定プロセスへの市民参加:

世田谷区:2005年に「世田谷区子ども条例」を制定する際、子ども自身が起草委員会に参加し、子どもたちによるワークショップを重ねて条文作成に関わるなど、子どもの声を直接反映させるプロセスを重視。

条例の周知と理解を深める取り組み:

中野区:「中野区子どもの権利に関する条例」に基づき、子どもが権利を学べる「子どもの権利条約すごろく」などのツールを作成し、ゲームを通じて子どもの権利を身近に感じてもらう工夫をした。

市民活動との連携:

豊島区:「豊島区子どもの権利を尊重する社会づくり条例」に基づき、子どもの居場所づくりを行う民間団体やNPOと協定を結び、市民が主体となった活動を区が支援する体制を整えています。これにより、市民一人ひとりの活動が条例の目指す社会づくりに直接つながる仕組みをつくる。

事業概要の整理

那覇市は、こどもの権利を守り育む社会づくりを進めています。

本事業を通じて、条例制定に向け、こどもや保護者、関係者など市民の声をより多く集める機会を創出いたします。

本事業の趣旨・目的

那覇市では、こどもや市民が、こどもに権利があることを理解し、その権利が保障される地域づくりに向け、
「(仮称)那覇市こどもの権利条例」の制定をめざしている。
こどもの権利に関する市民の意識醸成を図るとともに、条例制定作業の一環として
こどもや保護者、関係者の声を収集するため、意見聴取業務の実施を目的とする。

業務の概要



ワークショップ等の企画運営

主な目的

■意見収集及び参画機会の創出

- ↳ こどもや市民がこどもに権利があることの理解促進に向けての意見収集
- ↳ こどもの権利が保障される地域づくりに向けての意見収集
- ↳ その他「(仮称)那覇市こどもの権利条例」に関する意見収集



シンポジウムの企画運営

主な目的

■市民の意識醸成

- ↳ こどもに権利があることの理解促進
- ↳ こどもの権利が保障される地域づくりの重要性の理解促進

こどもの^{けんり}権利を
^{かんが}考えよう!

すべてのこどもに、
あたりまえのしあわせを。

ワークショップについて

こどもや、市民の声を集め、こどもの権利への理解を深めながら、
那覇市こどもの権利条例づくりに、みんなで参加する機会を広げます。

ワークショップ概要

目 的

こどもや市民を対象に、こどもの権利についての理解を深めるとともに、こどもを含めた市民や関係者の声を収集し、那覇市こどもの権利条例策定の参考となるように、こどもや市民がこどもに権利があることの理解促進に向けての意見収集や、こどもの権利が保障される地域づくりに向けての意見収集など、様々な立場からの意見収集を多く集める機会とすることで、参画機会を創出する。(知り、理解を深める場・意見表明の機会づくり・意見を収集し条例策定に生かす)

Point 1 こどもの権利を知り、理解を深める場をつくる **Point 2** こどもや市民が意見を表明できる機会をつくる **Point 3** 集めた意見を条例策定に活かす

ワークショップは全5回開催し、回ごとに対象者を分けることで、さまざまな視点や考えを幅広く集める機会をつくりま

各回定員
20名～30名

ワークショップパターン1

【内容】学校や公共施設を積極的に活用している親子・市民への理解促進・意見表明のためのワークショップ
【対象】児童館、公民館、児童クラブや学校生徒会などにつながる児童、保護者
【会場候補】なは市民活動支援センター・繁多川公民館・まーいまいNAHA 等
【連携予定先】繁多川公民館、市内児童館 等

ワークショップパターン2

【内容】高校生・大学生・若者と「こどもの権利」について考えるワークショップ
【対象】市内高校に通う高校生、大学生、若者世代
【会場候補】なは市民活動支援センター・沖縄大学 等
【連携予定先】沖縄大学・県立看護大学・市内県立高校・繁多川公民館 等

ワークショップパターン3

【内容】不登校・元不登校・若者と「こどもの権利」を考えるワークショップ
【対象】不登校支援を受けている児童・不登校を経験した若者・保護者・支援者
【会場候補】こどもの居場所kukulu・なは市民活動支援センター 等
【連携予定先】NPO法人ちゅらゆい、NPO法人エンカレッジ、那覇市教育委員会 等

ワークショップパターン4

【内容】特別支援を受けているこどもと「こどもの権利」を考えるワークショップ
【対象】県立特別支援学校の生徒や保護者、教職員
【会場】那覇みらい支援学校 等
※今回は、特別支援を受けている当事者が参加するため、よりわかりやすい内容で進行するよう工夫し、こどもの権利に関するこれまでの経験や感じたこと、今後改善したいことを話し合う場とします

ワークショップパターン5

【内容】マイノリティ当事者のこどもと「こどもの権利」を考えるワークショップ
【対象】外国にルーツを持つ児童と親子、セクシュアル・マイノリティ、非行等経験者、支援者
【会場候補】なは市民活動支援センター・若狭公民館・なは一と 等
【連携予定先】若狭公民館・多文化ネットワークfuふ! 沖縄

会場や連携先については、受託後、那覇市及び連携先と調整しながら最終決定いたします。



ワークショップについて

実施方法やさまざまな工夫を取り入れながら、意義のあるワークショップを行い、
今後の『那覇市こどもの権利条例』の策定・推進に役立ててまいります。

ワークショップ プログラム(案)

実施予定期間:9月下旬~11月想定 ※運営主体:一般社団法人じんぶん考房

オリエンテーション:アイスブレイクと自己紹介・進め方の説明	10分
解説:こどもの権利とこども基本法の説明	20分
グループワーク:子どもの権利条約カードを使って、気になる権利を整理	20分
グループワーク:私が守ってほしい権利、守られているか気になる権利を話し合う	30分
全体共有:ふりかえり	15分



実施方法イメージ

-  参加者4~5名程度、ファシリテーター1名を1グループとし、トークテーマに合わせてワークショップを実施。
-  トークテーマごとに、個人での検討→グループディスカッションを繰り返し、各意見は付箋紙等で記入し、模造紙上でグルーピング。
-  グループディスカッション終了後に、全体での内容のシェア、個人の振り返りを行う。
-  1回のワークショップは合計2時間弱程度を想定しているが、参加者の実態に応じて柔軟に検討する。

体制の工夫点

- 各団体、関係機関等に協力を仰ぎ、参加人数や参加者の特性に応じて、こどもに関する専門的知識や経験を有するファシリテーターを配置し、各参加者が意見しやすい体制を構築する。
- 各ファシリテーターには、こども家庭庁「こども・若者の意見の政策反映に 向けたガイドライン ~こども・若者の声を聴く取組のはじめ方~」を事前に配布し、必要に応じて読み合わせを行う等、事前に共有認識を高めておく。

環境の工夫点

- 参加者が安心できるため、必要に応じて参加者等への事前ヒアリングを行い、聴取の場にいる大人の人数や服装、こどもの緊張や不安への配慮、グループの作り方の工夫等を行う。
- 意見の聴取する際には、こどもの状況や発達段階に応じた適切な時間配分と聞き方を検討し、意見の記入が難しいことが想定される参加者には、別途スタッフを配置するなどの配慮を行う。
- グラドルール(意見交換の際の約束事)の設定、意見がどう扱われるのかについて、その開示範囲を含めて明確化すること等で、参加に際しての不安感を取り除く。
- グループワークなどの際には、アイスブレイクのための時間を十分に確保し、参加者同士が意見を言いやすい和やかな雰囲気を醸成する。また必要に応じて、呼ばれたい名前やニックネームで呼び合う、開始前や休憩時間にファシリテーターから声掛けをするなど、参加者同士のコミュニケーションを活発化させる工夫をする。

事後アンケート項目(案)

- Q) 今日の内容を通して、印象に残ったこと・考えたこと
- Q) 「こどもの権利」に関して、もっと必要だと思うこと
- Q) あなたが住んでいる地域にあったらいい制度や仕組み
- Q) 条例の文に入れてほしい言葉・表現があれば書いてください

ワークショップ

こどもの権利を かんがえよう!!



すべてのこどもに、
あたりまえのしあわせを。

ワークショップ
申込みフォーム



ワークショップ

- テーマ: 高校生・大学生・若者と考える「こどもの権利」と社会づくり
- 定員: 30名
- 日時: 10月4日(土)10時~12時
- 場所: 沖縄大学 3号館102教室
〒902-0075
沖縄県那覇市国場555番地
- 注: 公共交通、近隣のコインパーキングをご利用ください。

ワークショップ

- テーマ: 学校や学び、不登校について、「こどもの権利」から考える
- 定員: 20名
- 日時: 10月10日(金)14時~16時
- 場所: 子どもの居場所Kukulu
〒902-0062
那覇市松川2丁目1-1 Dクレスト1階
- 注: 公共交通、近隣のコインパーキングをご利用ください。

ワークショップ

- テーマ: 「こどもの権利」を知り、よりよい那覇のまちを考える
- 定員: 30名
- 日時: 10月11日(土)10時~12時
- 場所: 繁多川公民館 大ホール
〒902-0071
沖縄県那覇市繁多川4丁目1-38
- 注: 駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

ワークショップ

- テーマ: 多文化のなかで育つこどもと考える「こどもの権利」と社会づくり
- 定員: 30名
- 日時: 10月12日10時~12時
- 場所: ライフジュニア日本語学院
〒902-0064
那覇市寄宮1-8-50
- 注: 公共交通、近隣のコインパーキングをご利用ください。